

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字込野	仮番 1	(番) (筆)					法第90条により金銭清算
〃	仮番 2						法第90条により金銭清算
〃	仮番 5						法第90条により金銭清算
〃	仮番 7 1						法第90条により金銭清算
〃	仮番 7 2						法第90条により金銭清算
〃	仮番 10						法第90条により金銭清算
〃	仮番 14						法第90条により金銭清算
〃	1652 11		末広	1 1	1	1 - 1	
〃	1652 30		〃	1 2	2	1 - 3	
〃	1652 31		〃	1 3	3	1 - 4	
〃	1652 36						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 6 5 2	3 7	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	1 6 5 2	3 8					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 5 2	3 9	1 / 10	末広	1 0 2	2 3 1	
〃	1 6 5 2	4 0	2 / 10	〃	1 0 2	2 3 1	
〃	1 6 9 3	1	1 / 6	〃	7 3 2	6 - 1 1 - 1	
〃	1 6 9 6	1	2 / 6	〃	7 3 2	6 - 1 1 - 1	
〃	1 6 9 9	1	1 / 16	〃	2 1 0	2	
〃	1 6 9 9	2	2 / 16	〃	2 1 0	2	
〃	1 6 9 9	4	3 / 16	〃	2 1 0	2	
〃	1 6 9 9	5		〃	1 1 8	1 9 0 - 2	法第95条第1項による特別処分
〃	1 6 9 9	6	4 / 16	〃	2 1 0	2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 6 9 9	7	(番) 5 / (筆) 1 6	末広	2 1 0	2 2	
〃	1 6 9 9	8		〃	1 1 9	1 9 0 - 1	法第95条第1項による特別処分
〃	1 6 9 9	1 2	3 / 1 0	〃	1 0 2 1	2 3 1	
〃	1 6 9 9	1 3					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 9 9	1 4	4 / 1 0	末広	1 0 2 1	2 3 1	
〃	1 7 0 9	1		〃	2 7	2 1 - 7	
〃	1 7 0 9	8					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 0 9	9	5 / 1 0	末広	1 0 2 1	2 3 1	
〃	1 7 1 1	1	1 / 2	〃	7 3	6 - 1 2 2	
〃	1 7 1 3	1		〃	1 7	1 2 - 3	
〃	1 7 1 3	2					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 1 3	3	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 3	4					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 3	5	1 / 2	末広	1 1 3	1 3 - 6	
〃	1 7 1 3	6	〃	〃	1 1 0	1 3 - 4	
〃	1 7 1 3	7	2 / 2	〃	1 1 3	1 3 - 6	
〃	1 7 1 3	8					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 3	9		末広	1 6	1 2 - 2	
〃	1 7 1 3	1 0		〃	1 5	1 2 - 1	
〃	1 7 1 3	1 1		〃	1 9	1 3 - 3	
〃	1 7 1 3	1 2		〃	1 8	1 3 - 1	
〃	1 7 1 3	1 3		〃	1 2	1 3 - 5	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 1 3	1 4	(番) 1 / (筆) 2	末広	1 1	1 3 - 2	
〃	1 7 1 3	1 5	2 / 2	〃	1 1	1 3 - 2	
〃	1 7 1 4	1		〃	2 5 9	2 5 9	
〃	1 7 1 4	2	1 / 2	〃	9 6	1 5 5	
〃	1 7 1 4	3		〃	7 2 8	6 - 1 3	
〃	1 7 1 4	4					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 4	5	1 / 2	末広	3 2 4	3 3 - 1	
〃	1 7 1 4	6					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 4	7					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 4	8					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 4	9					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 1 4	1 0	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 4	1 1	2 / 2	末広	9 6	1 5 5	
〃	1 7 1 4	1 2		〃	7 4	6 - 1 2 3	
〃	1 7 1 4	1 3		〃	7 1 9	6 - 1 1 2	
〃	1 7 1 7	1	2 / 2	〃	3 2 4	3 3 - 1	
〃	1 7 1 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 8	1		末広	1 2 3	1 7 - 2	
〃	1 7 1 8	2					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 8	3	1 / 2	末広	3 3	3 1 3	
〃	1 7 1 8	4	1 / 7	〃	1 2 2	1 7 - 1	
〃	1 7 1 8	5		〃	3 1 3	3 9 - 3	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 1 9	1	(番) (筆)	末広	1 4	1 0	1 7 7 - 2
〃	1 7 1 9	2		〃	7	2 4	6 - 1 7
〃	1 7 1 9	3	1 / 4	〃	7	1 8	6 - 1 1 3
〃	1 7 1 9	4		〃	2 0	1	8 1
〃	1 7 1 9	5	6 / 1 6	〃	2	1 0	2 2
〃	1 7 1 9	6	2 / 2	〃	3	3	3 1 3
〃	1 7 1 9	7	1 / 2	〃	1	2 7	1 1 0
〃	1 7 1 9	8		〃	7	8	6 - 1 2 7
〃	1 7 1 9	9	2 / 4	〃	7	1 8	6 - 1 1 3
〃	1 7 1 9	1 0	3 / 4	〃	7	1 8	6 - 1 1 3
〃	1 7 1 9	1 1		〃	1	3 0	1 1 3

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 1 9	1 2	(番) 4 / (筆) 4	末広	7 1 8	6 - 1 1 3	
〃	1 7 1 9	1 3	2 / 2	〃	1 2 7	1	1 0
〃	1 7 1 9	1 4		〃	7 5	6 - 1 2 4	
〃	1 7 1 9	1 5	1 / 2	〃	7 2 0	6 - 1 1 1	
〃	1 7 1 9	1 6		〃	1 4 9	1 7 7 - 1	
〃	1 7 1 9	1 7					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 9	1 8					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 1 9	1 9		末広	1 4	1	1 - 2
〃	1 7 1 9	2 0	2 / 2	〃	7 2 0	6 - 1 1 1	
〃	1 7 1 9	2 1	6 / 10	〃	1 0 2 1	2 3 1	
〃	1 7 1 9	2 2		〃	2 2 5	2	2 6

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 2 1	1 (番) 7 / (筆) 1 6	末広	2 1 0	2		
〃	1 7 2 1	2 8 / 1 6	〃	2 1 0	2		
〃	1 7 2 1	4 9 / 1 6	〃	2 1 0	2		
〃	1 7 2 1	5 1 0 / 1 6	〃	2 1 0	2		
〃	1 7 2 1	8 7 / 1 0	〃	1 0 2 1	2 3 1		
〃	1 7 2 1	9 1 1 / 1 6	〃	2 1 0	2		
〃	1 7 2 1	1 4					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 1	1 5 8 / 1 0	末広	1 0 2 1	2 3 1		
〃	1 7 2 2	2 1 2 / 1 6	〃	2 1 0	2		
〃	1 7 2 2	4 1 3 / 1 6	〃	2 1 0	2		
〃	1 7 2 2	6 1 4 / 1 6	〃	2 1 0	2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 2 2	1 1 (番) (筆) 2 / 2	末広	7 2 9	6 - 1 2 2		
〃	1 7 2 3	1 1 / 2	〃	7 2 9	6 - 1 2		
〃	1 7 2 3	6					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 3	7					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 4	1 2 / 2	末広	7 2 9	6 - 1 2		
〃	1 7 2 4	2 1 / 2	〃	1 2 6	1 9		
〃	1 7 2 4	3					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 4	4					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 4	5 2 / 2	末広	1 2 6	1 9		
〃	1 7 2 5	1 2 / 7	〃	1 2 2	1 7 - 1		
〃	1 7 2 5	2 3 / 7	〃	1 2 2	1 7 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 2 5	3	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	5		末広	1 2 4	7 - 3	
〃	1 7 2 5	6					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	7					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	8					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	9					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	1 0					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	1 1					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	1 2					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	1 3					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	1 4					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 2 5	1 5	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	1 6					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 5	1 7					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 6	1	4 / 7	未広	1 2 2	1 7 - 1	
〃	1 7 2 6	2					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7	1		未広	7 1 5	6 - 1 1 6	
〃	1 7 2 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7	3	5 / 7	未広	1 2 2	1 7 - 1	
〃	1 7 2 7	5	6 / 7	〃	1 2 2	1 7 - 1	
〃	1 7 2 7	6					法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7	7					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字込野	1 7 2 7 8	(番) (筆) 7 / 7	末広	1 2 2	1 7 - 1		
〃	1 7 2 7 9						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7 1 0						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7 1 1						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7 1 2						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7 1 3						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7 1 4						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 2 7 1 5						法第105条第2項により消滅
厚原字八笠	1 7 3 7 2						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 3 7 3						法第105条第2項により消滅
〃	1 7 3 7 7						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字八笠	1 7 3 8	2	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 4	2	1 / 2	末広	7 3 4	6 - 2 6 - 5	
〃	1 8 8 4	4					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 4	5					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 4	10	1 / 5	末広	4 2	4 - 1 1 - 2	
〃	1 8 8 4	11	2 / 2	〃	7 3 4	6 - 2 6 - 5	
〃	1 8 8 4	16	2 / 5	〃	4 2	4 - 1 1 - 2	
〃	1 8 8 4	17	3 / 5	〃	4 2	4 - 1 1 - 2	
〃	1 8 8 4	18					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 5	1	1 / 3	末広	7 3 1	6 - 1 1 - 2	
〃	1 8 8 5	2					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字八笠	1 8 8 5	3	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 5	4					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 5	5					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 5	9					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 6	1	未広	7	2 7	6 - 1 4	
〃	1 8 8 6	2					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 6	4					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 6	7					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 8 7	3	未広	7	9	6 - 1 2 8	
〃	1 8 8 7	4	1 / 3	〃	1 7	2 0 8	
〃	1 8 8 7	8	2 / 3	〃	1 7	2 0 8	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字八笠	1 8 8 7	1 1	(番) (筆) 3 / 3	末広	1 7	2 0 8	
〃	1 8 8 7	1 3	1 / 8	〃	1 5 0	2 2 1 - 1	
〃	1 8 8 7	1 4	2 / 8	〃	1 5 0	2 2 1 - 1	
〃	1 8 9 0	6					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 9 0	1 0					法第105条第2項により消滅
〃	2 0 0 7	4	1 / 1 5	末広	1 8	9 1	
〃	2 0 0 7	6					法第105条第2項により消滅
〃	2 0 1 4	5		末広	2 1	7 4 - 2	
〃	2 0 1 4	6	1 / 3	〃	2 1	7 4 - 4	
〃	2 0 1 4	1 6	3 / 8	〃	1 5 0	2 2 1 - 1	
〃	2 0 1 6	9		〃	2 1	7 4 - 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字八笠	2 0 1 8 1	(番) (筆) 2 / 3	末広	2 1 7	7 4 - 4		
〃	2 0 1 8 2		〃	9 1 8	1 5 4 - 1		
〃	2 0 1 8 5		〃	2 1 6	7 4 - 3		
〃	2 0 1 8 6	3 / 3	〃	2 1 7	7 4 - 4		
〃	2 0 2 2 1	1 / 5	〃	2 1 3	7 2 - 2		
〃	2 0 2 2 2	4 / 8	〃	1 5 0 4	2 2 1 - 1		
〃	2 0 2 2 3	5 / 8	〃	1 5 0 4	2 2 1 - 1		
〃	2 0 2 6 1	2 / 5	〃	2 1 3	7 2 - 2		
〃	2 0 2 6 2	3 / 5	〃	2 1 3	7 2 - 2		
〃	2 0 2 6 1 4	4 / 5	〃	2 1 3	7 2 - 2		
〃	2 0 2 6 1 6	6 / 8	〃	1 5 0 4	2 2 1 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
厚原字八笠	2030 4	(番) (筆) 1 / 3	末広	21 13	7 6 - 2		
〃	2031 1		〃	21 12	7 6 - 1		
〃	2031 4	7 / 8	〃	150 4	22 1 - 1		
〃	2031 6		〃	17 2	20 2		
〃	2031 8	2 / 3	〃	21 13	7 6 - 2		
〃	2031 9						法第105条第2項により消滅
〃	2031 11	8 / 8	末広	150 4	22 1 - 1		
〃	2031 12						法第105条第2項により消滅
〃	2031 13		末広	18 2	9 2		
〃	2032	5 / 5	〃	21 3	7 2 - 2		
〃	2033 1						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字八笠	2 0 3 3	2	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 0 3 4	1	3 / 3	末広	2 1	1 3	6 - 2
〃	2 0 3 4	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 0 3 4	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 0 3 5	1	2 / 15	末広	1 8	1	9
〃	2 0 3 5	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 0 3 5	6	3 / 15	末広	1 8	1	9
〃	2 0 3 7	1	4 / 15	〃	1 8	1	9
〃	2 0 3 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 0 3 7	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 0 3 7	6	5 / 15	末広	1 8	1	9

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字大石	2038	1	(番)	(筆)			法第105条第2項により消滅
〃	2038	4					法第105条第2項により消滅
〃	2038	8					法第105条第2項により消滅
〃	2038	9					法第105条第2項により消滅
〃	2038	10	1 / 2	末広	150	3 22 1-2	
〃	2038	11		〃	150	2 22 1-3	
〃	2039	4					法第105条第2項により消滅
〃	2039	5					法第105条第2項により消滅
〃	2039	12		末広	150	1 22 1-4	
〃	2039	13	2 / 2	〃	150	3 22 1-2	
〃	2131	3					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
厚原字大石	2 1 3 1	4 (番) 1 / (筆) 2	末広	2 2	1	2 1 1	
〃	2 1 3 1	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 1 3 2	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 1 3 2	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 1 3 2	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 1 3 4	1 2 / 2	末広	2 2	1	2 1 1	
〃	2 1 3 4	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 1 3 4	4					法第105条第2項により消滅
大渕字市十塙	仮番 1 9						法第90条により金銭清算
〃	仮番 2 1						法第90条により金銭清算
〃	仮番 2 2						法第90条により金銭清算

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 4 6 3	6	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 3	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 3	9					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 3	1 3					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 4	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 5	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 5	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 5	1 1					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 6	1 4					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 6	1 5					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 6	1 6					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 4 6 6	1 7	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 4 6 6	1 8					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 7 8	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 7 8	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 7 9	6					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 7 9	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 9 8	1 1					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 9 8	1 2					法第105条第2項により消滅
〃	2 4 9 8	1 3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 2 9	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 4	1	1 / 2	未広	2 6 6	2 8	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 3 4	2	(番) 1 / (筆) 2	未広	7 4 1	6 - 2 1 - 1	
〃	2 5 3 4	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 4	6	1 / 2	未広	2 1 5	2 1 6	
〃	2 5 3 4	7	1 / 3	〃	1 7 1	2 0 1	
〃	2 5 3 4	9					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 4	10	2 / 2	未広	7 4 1	6 - 2 1 - 1	
〃	2 5 3 4	11					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 4	12	2 / 2	未広	2 1 5	2 1 6	
〃	2 5 3 4	13					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 4	16					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 5	1	2 / 2	未広	2 6 6	2 8	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 3 5 4	(番) (筆)	末広	2 4 4	2 5 6		
〃	2 5 3 5 6	1 / 3	〃	2 2 4	2 2 5		
〃	2 5 3 5 7	2 / 3	〃	2 2 4	2 2 5		
〃	2 5 3 5 8	3 / 3	〃	2 2 4	2 2 5		
〃	2 5 3 5 9	2 / 3	〃	1 7 1	2 0 1		
〃	2 5 3 5 1 1						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 5 1 3						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 5 1 5						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 5 1 7						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 5 1 9						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 5 2 2						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 3 5	2 4	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 5	2 5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 6	1	未広	1 7	1 2	2 0 9 - 1	
〃	2 5 3 6	3	1 / 2	〃	2	2 4	
〃	2 5 3 6	4	3 / 3	〃	1 7	1	2 0 1
〃	2 5 3 6	5		〃	1 7	1 1	2 0 9 - 2
〃	2 5 3 6	6		〃	1 7	1 0	2 0 9 - 3
〃	2 5 3 7	1	2 / 2	〃	2	2 4	
〃	2 5 3 7	2		〃	7	4 2	6 - 2 1 - 2
〃	2 5 3 7	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 3 7	5					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 3 8	(番) 1 / (筆) 2	末広	8 4	1 1 4 - 1		
〃	2 5 3 9	1	〃	3 1 4	3 9 - 2		
〃	2 5 3 9	2	〃	2 1 6	2 1 7		
〃	2 5 3 9	3	〃	3 1 4	3 9 - 2		
〃	2 5 3 9	4	〃	8 5	1 1 4 - 2		
〃	2 5 4 0	1	〃	8 4	1 1 4 - 1		
〃	2 5 4 0	2				法第 105 条第 2 項により消滅	
〃	2 5 4 2		1 / 3	末広	3 1 5 9 - 4		
〃	2 5 4 3	1	1 / 2	〃	3 1 6 9 - 1		
〃	2 5 4 3	2		〃	2 1 9 2 0	2	
〃	2 5 4 3	3		〃	2 2 8 2 9	2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 4 3 4	(番) (筆) 2 / 2	末広	3 1 6	3 9 - 1		
〃	2 5 4 3 5	2 / 3	〃	3 1 5	3 9 - 4		
〃	2 5 4 3 6		〃	2 3 5	2 3 6		
〃	2 5 4 3 7		〃	2 3 0	2 3 1		
〃	2 5 4 3 8	1 / 9	〃	7 3 7	6 - 2 6 - 3		
〃	2 5 4 3 9					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 4 3 1 0					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 4 3 1 1					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 4 3 1 2	3 / 3	末広	3 1 5	3 9 - 4		
〃	2 5 4 4	2 / 9	〃	7 3 7	6 - 2 6 - 3		
〃	2 5 4 5 1	3 / 9	〃	7 3 7	6 - 2 6 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 4 5	2	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 5	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 5	4	4 / 9	末広	7 3 7	6 - 2 6 - 3	
〃	2 5 4 6	1	5 / 9	〃	7 3 7	6 - 2 6 - 3	
〃	2 5 4 6	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 6	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 6	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 6	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 7	1		末広	3 1 7	3 8	
〃	2 5 4 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 7	3		末広	3 6	3 1 6	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 4 7	4	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 7	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 7	6					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 7	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 7	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 8	1	1 / 2	末広	7 3 9	6 - 2 6 - 1	
〃	2 5 4 8	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 4 8	3	1 / 15	末広	4 4	4 - 1 1 - 4	
〃	2 5 4 8	4	1 / 6	〃	7 4 8	6 - 2 6 - 2	
〃	2 5 4 8	5		〃	7 3 8	6 - 2 6 - 7	
〃	2 5 4 9		2 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 0	1	(番) 未広	2 4 2	2 5 8		
〃	2 5 5 0	2	〃	7 6	6 - 1 2 5		
〃	2 5 5 0	3 3 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4		
〃	2 5 5 0	4 4 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4		
〃	2 5 5 0	5	〃	2 5 7	2 4 4		
〃	2 5 5 0	6 5 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4		
〃	2 5 5 0	7 6 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4		
〃	2 5 5 1	1 7 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4		
〃	2 5 5 1	2 1 / 3	〃	2 1 4	2 1 5		
〃	2 5 5 1	3				法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 5 2	1	未広	2 1 1	2 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 处 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 2	2	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 3	1					法第95条第6項により金銭清算
〃	2 5 5 3	2	1 / 7	末広	2 6 2	2 7	
〃	2 5 5 3	3	2 / 3	〃	2 1 4	1 5	
〃	2 5 5 3	4					法第95条第6項により金銭清算
〃	2 5 5 3	5		末広	9 1 1	1 5 7 - 2	
〃	2 5 5 3	6		〃	1 9 6	1 0 7	
〃	2 5 5 3	7	1 / 8	〃	2 6 2	2 1 2	
〃	2 5 5 3	8		〃	7 3 5	6 - 2 6 - 6	
〃	2 5 5 3	9	2 / 8	〃	2 6 2	2 1 2	
〃	2 5 5 3	10	3 / 8	〃	2 6 2	2 1 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 3	1 1	(番) (筆)	末広	1 9	5	10 6
〃	2 5 5 3	1 2	4 / 8	〃	2	6 2	2 12
〃	2 5 5 3	1 3		〃	1 9	2	10 8
〃	2 5 5 3	1 4	5 / 8	〃	2	6 2	2 12
〃	2 5 5 3	1 5	6 / 8	〃	2	6 2	2 12
〃	2 5 5 3	1 6	8 / 15	〃	4	4	4-1 1-4
〃	2 5 5 3	1 7	9 / 15	〃	4	4	4-1 1-4
〃	2 5 5 3	1 8	1 / 3	〃	2	2 7	2 28
〃	2 5 5 3	1 9	2 / 3	〃	2	2 7	2 28
〃	2 5 5 3	2 0	3 / 3	〃	2	2 7	2 28
〃	2 5 5 3	2 1		〃	2	3 1	2 32

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大湊字市十塙	2 5 5 3	2 2	(番) 7 / (筆) 8	末広	2 6 2	2 1 2	
〃	2 5 5 3	2 3		〃	2 4 1	2 4 2	
〃	2 5 5 3	2 4		〃	2 3 9	2 4 0	
〃	2 5 5 3	2 5	8 / 8	〃	2 6 2	2 1 2	
〃	2 5 5 3	2 6	1 / 2	〃	1 3 1 4	1 6 9	
〃	2 5 5 3	2 7		〃	1 4 1	1 7 1	
〃	2 5 5 3	2 8					法第95条第6項により金銭 清算
〃	2 5 5 3	2 9	1 / 3	末広	2 3 7	2 3 8	
〃	2 5 5 3	3 0	10 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4	
〃	2 5 5 3	3 1	11 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4	
〃	2 5 5 3	3 2		〃	2 5 0	2 5 0	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 4 1	(番) (筆)	末広	2 6 3	2 1 1		
〃	2 5 5 4 2	12 / 15	〃	4 4	4-1 1-4		
〃	2 5 5 4 3	13 / 15	〃	4 4	4-1 1-4		
〃	2 5 5 4 4						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 4 5	2 / 6	末広	7 4 8	6-2 6-2		
〃	2 5 5 4 6						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 4 7		末広	2 4 3	2 5 7		
〃	2 5 5 4 8						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 4 9	3 / 6	末広	7 4 8	6-2 6-2		
〃	2 5 5 4 10						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 4 11						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 4 1 6	(番) (筆) 1 / 2	末広	1 4 8	1 7 6 - 2		
〃	2 5 5 4 2 0	2 / 2	〃	1 4 8	1 7 6 - 2		
〃	2 5 5 4 2 2		〃	9 1 3	1 5 9		
〃	2 5 5 4 2 3	1 / 2	〃	1 4 6	1 7 5		
〃	2 5 5 4 2 4	1 / 2	〃	1 4 3	1 7 3		
〃	2 5 5 4 2 5		〃	1 4 7	1 7 6 - 1		
〃	2 5 5 4 2 6		〃	2 4 5	2 5 5		
〃	2 5 5 4 2 7		〃	2 4 9	2 5 1		
〃	2 5 5 4 2 8	2 / 2	〃	1 4 6	1 7 5		
〃	2 5 5 4 2 9	2 / 3	〃	2 3 7	2 3 8		
〃	2 5 5 4 3 0	3 / 3	〃	2 3 7	2 3 8		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 4 3 1	(番) (筆) 1 / 3	末広	1 4 4	1 7 4 - 1		
〃	2 5 5 4 3 2	1 / 3	〃	9 4	1 5 3 - 1		
〃	2 5 5 4 3 3	2 / 2	〃	1 4 3	1 7 3		
〃	2 5 5 4 3 4		〃	1 3 9	1 6 6		
〃	2 5 5 4 3 5		〃	1 0 5	1 2 2		
〃	2 5 5 4 3 6		〃	1 4 5	1 7 4 - 2		
〃	2 5 5 6 1		〃	9 5	1 5 3 - 2		
〃	2 5 5 6 2	2 / 3	〃	9 4	1 5 3 - 1		
〃	2 5 5 6 3					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 5 6 4					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 5 6 5		末広	2 1 7	2 1 8		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 6 6	(番) (筆) 3 / 3	末広	9 4	1 5 3 - 1		
〃	2 5 5 6 7	2 / 3	〃	1 4 4	1 7 4 - 1		
〃	2 5 5 6 8	3 / 3	〃	2 1 4	2 1 5		
〃	2 5 5 6 9	3 / 3	〃	1 4 4	1 7 4 - 1		
〃	2 5 5 6 10		〃	2 3 2	2 3 3		
〃	2 5 5 7 1		〃	8 2	1 1 2		
〃	2 5 5 7 2					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 5 8 1		末広	1 2 7	1 4 3 - 3		
〃	2 5 5 8 2		〃	1 3 4	1 6 3 - 1		
〃	2 5 5 8 3					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 5 8 4	1 / 2	末広	9 1 6	1 5 8 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 8	5	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 8	6	2 / 2	末広	1 3	1 4	1 6 9
〃	2 5 5 8	7		〃	1 3	1	1 6 1 - 1
〃	2 5 5 8	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 8	9					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 8	1 0					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 8	1 1	1 / 2	末広	1 3	1 0	1 6 7 - 1
〃	2 5 5 8	1 2		〃	9	1 0	1 5 7 - 1
〃	2 5 5 8	1 3		〃	1 3	1 5	1 6 1 0
〃	2 5 5 8	1 4		〃	3	5	3 1 5
〃	2 5 5 8	1 5		〃	1 6	9	1 9 7

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 8 1 6	(番) (筆) 1 / 2	末広	1 3 3	1 6 2		
〃	2 5 5 8 1 7		〃	2 4 6	2 5 4		
〃	2 5 5 8 1 8	2 / 2	〃	9 1 6	1 5 8 - 1		
〃	2 5 5 8 1 9	2 / 2	〃	1 3 3	1 6 2		
〃	2 5 5 8 2 0		〃	2 2 9	2 3 0		
〃	2 5 5 8 2 1	1 / 2	〃	1 2 1 0	1 4 4		
〃	2 5 5 8 2 2		〃	2 3 8	2 3 9		
〃	2 5 5 8 2 3	2 / 2	〃	1 2 1 0	1 4 4		
〃	2 5 5 8 2 4					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 5 8 2 5					法第105条第2項により消滅	
〃	2 5 5 8 2 6		末広	2 6 5	2 9		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 5 8	2 7	(番) (筆)	末広	1 2	9	1 4 3 - 1
〃	2 5 5 8	2 8		〃	1 2	8	1 4 3 - 2
〃	2 5 5 8	2 9	1 / 2	〃	9	1 2	1 5 8 - 2
〃	2 5 5 8	3 0	2 / 2	〃	9	1 2	1 5 8 - 2
〃	2 5 5 9	1		〃	1 3	1 2	1 6 8 - 1
〃	2 5 5 9	2	2 / 2	〃	1 3	1 0	1 6 7 - 1
〃	2 5 5 9	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 5 9	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 0	1		末広	1 3	8	1 6 5 - 2
〃	2 5 6 0	2		〃	2	2 2	2 2 3
〃	2 5 6 0	3		〃	1 2	1	1 4 1 - 1

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 0	4	(番) (筆)	未広	1 3	7	1 6 5 — 1
〃	2 5 6 0	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 0	6					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 0	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 0	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 0	9		未広	9	8	1 5 6 — 1
〃	2 5 6 0	1 0		〃	2	5 3	2 4 8 — 1
〃	2 5 6 0	1 1		〃	1 1	1 7	1 3 7 — 2
〃	2 5 6 0	1 2	1 / 3	〃	2	5 2	2 4 8 — 2
〃	2 5 6 0	1 3		〃	2	5 1	2 4 9
〃	2 5 6 0	1 4	2 / 3	〃	2	5 2	2 4 8 — 2

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 0	1 5	(番) (筆)	末広	1 1	4	1 3 2 - 2
〃	2 5 6 0	1 6	3 / 3	〃	2	5 2	2 4 8 - 2
〃	2 5 6 0	1 7		〃	1 1	1 4	1 3 6 - 1
〃	2 5 6 0	1 8		〃	1 1	1 6	1 3 7 - 1
〃	2 5 6 0	1 9		〃	1 1	1	1 3 1 - 1
〃	2 5 6 0	2 0		〃	1 1	3	1 3 2 - 1
〃	2 5 6 0	2 1	1 / 2	〃	4	3	4 - 1 1 - 3
〃	2 5 6 0	2 2		〃	1 1	1 3	1 3 5 - 3
〃	2 5 6 0	2 3		〃	2	5 5	2 4 6
〃	2 5 6 0	2 4		〃	2	4 8	2 5 2
〃	2 5 6 0	2 5		〃	1 1	2	1 3 1 - 2

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 0	2 6	(番) (筆)	未広	2 3 6	2 3 7	
〃	2 5 6 0	2 7		〃	1 1 1 5	1 3 6 - 2	
〃	2 5 6 0	2 8		〃	2 5 6	2 4 5	
〃	2 5 6 0	2 9		〃	2 6 1	2 1 3	
〃	2 5 6 0	3 0		〃	2 5 8	2 4 3	
〃	2 5 6 0	3 1		〃	2 5 4	2 4 7	
〃	2 5 6 0	3 2		〃	2 3 3	2 3 4	
〃	2 5 6 0	3 3		〃	2 4 7	2 5 3	
〃	2 5 6 1	1		〃	1 1 1 1	1 3 5 - 1	
〃	2 5 6 1	2		〃	1 1 1 2	1 3 5 - 2	
〃	2 5 6 2	1	1 / 2	〃	7 4 7	6 - 2 4 - 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 2	2	(番) (筆)	末広	1 0	1	1 2 1 - 1
〃	2 5 6 2	3		〃	2	4 0	2 4 1
〃	2 5 6 2	4	1 / 2	〃	7	4 6	6 - 2 4 - 3
〃	2 5 6 2	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 2	6					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 2	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 2	8		末広	3	7	3 1 7
〃	2 5 6 2	9	1 / 3	〃	3	9	3 1 2
〃	2 5 6 2	10	14 / 15	〃	4	4	4 - 1 1 - 4
〃	2 5 6 2	11		〃	9	3	1 5 2
〃	2 5 6 2	12	2 / 2	〃	7	4 6	6 - 2 4 - 3

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 2	1 3	(番) (筆)	未広	2 6 0	2 1 4	
〃	2 5 6 2	1 4	2 / 3	〃	3 9	3 1 2	
〃	2 5 6 2	1 5	3 / 3	〃	3 9	3 1 2	
〃	2 5 6 2	1 6	1 / 2	〃	1 0 6	1 2 3	
〃	2 5 6 2	1 7	2 / 2	〃	7 4 7	6 - 2 4 - 2	
〃	2 5 6 2	1 8	1 / 2	〃	9 1	1 5 1 - 1	
〃	2 5 6 2	1 9		〃	1 0 2	1 2 1 - 2	
〃	2 5 6 2	2 0		〃	1 0 3	1 2 1 - 3	
〃	2 5 6 2	2 1		〃	1 0 4	1 2 1 - 4	
〃	2 5 6 3	1	2 / 2	〃	1 0 6	1 2 3	
〃	2 5 6 3	2	2 / 2	〃	9 1	1 5 1 - 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 4	1	(番) (筆)	未広	7 4 4	6 - 2 3	
〃	2 5 6 4	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 5	1		未広	7 4 5	6 - 2 4 - 1	
〃	2 5 6 5	2	1 / 3	〃	8 3	1 1 3	
〃	2 5 6 5	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 5	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 5	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 5	6	2 / 3	未広	8 3	1 1 3	
〃	2 5 6 5	7	3 / 3	〃	8 3	1 1 3	
〃	2 5 6 5	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 5	9					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 5	1 0	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 5	1 1					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 6	1	1 / 2	末広	3 2 0	3 5	
〃	2 5 6 6	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 6	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 7	1	2 / 2	末広	3 2 0	3 5	
〃	2 5 6 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 7	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 7	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	1	1 / 5	末広	3 1 8	3 7	
〃	2 5 6 8	2	2 / 5	〃	3 1 8	3 7	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 8	3	(番) 3 / (筆) 5	未広	3 1 8	3 7	
〃	2 5 6 8	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	6	4 / 5	未広	3 1 8	3 7	
〃	2 5 6 8	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	9					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	1 0					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	1 1					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	1 2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 8	1 3					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 6 8	1 4	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 5 6 9	1	5 / 5	未広	3: 1 8	7	
〃	2 5 6 9	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 0	1		未広	3: 2	2	
〃	2 5 7 0	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 0	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 0	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 0	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 1	1	1 / 6	未広	3: 1 9	6	
〃	2 5 7 1	2	2 / 6	〃	3: 1 9	6	
〃	2 5 7 1	3					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 7 1	4	(番) 2 / (筆) 3	未広	7 3 1	6 - 1 1 - 2	
〃	2 5 7 1	5	3 / 6	〃	3 1 9	3 6	
〃	2 5 7 1	6					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 2	1	4 / 6	未広	3 1 9	3 6	
〃	2 5 7 2	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 3	1		未広	2 2 8	2 1 - 2	
〃	2 5 7 3	2		〃	2 3 5	2 1 - 5	
〃	2 5 7 3	3		〃	2 4	2 1 - 4	
〃	2 5 7 3	4	1 / 10	〃	2 1	2 1 - 1	
〃	2 5 7 3	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 3	6					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 7 4 1	(番) 2 / (筆) 10	末広	2 1	2 1 - 1		
〃	2 5 7 4 2	3 / 6	〃	7 3 2	6 - 1 1 - 1		
〃	2 5 7 4 3		〃	7 3 0	6 - 1 1 - 3		
〃	2 5 7 4 4		〃	2 6	2 1 - 6		
〃	2 5 7 4 5	3 / 10	〃	2 1	2 1 - 1		
〃	2 5 7 4 7						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 4 9	4 / 10	末広	2 1	2 1 - 1		
〃	2 5 7 4 10						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 4 11	4 / 6	末広	7 3 2	6 - 1 1 - 1		
〃	2 5 7 4 12	5 / 6	〃	3 1 9	3 6		
〃	2 5 7 4 13	6 / 6	〃	3 1 9	3 6		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 7 4	1 4	(番) 5 / (筆) 10	末広	2	1	2 1 - 1
〃	2 5 7 4	1 5	6 / 10	〃	2	1	2 1 - 1
〃	2 5 7 4	1 6		〃	2	8	2 1 - 8
〃	2 5 7 4	1 7		〃	2	3	2 1 - 3
〃	2 5 7 4	1 8					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 4	1 9					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 4	2 3					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 4	2 4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 4	2 5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 4	2 6					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 4	2 7					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 7 4	2 8 (番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 5	1 7 / 10	未広	2 1	2 1 - 1		
〃	2 5 7 5	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 6	1 6 / 9	未広	7 3 7	6 - 2 6 - 3		
〃	2 5 7 6	2 1 / 2	〃	3 4	3 1 4		
〃	2 5 7 6	3	〃	1 6 1	1 9 1		
〃	2 5 7 6	4 1 / 2	〃	1 6 1 6	1 9 1 1		
〃	2 5 7 6	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 6	6 7 / 9	未広	7 3 7	6 - 2 6 - 3		
〃	2 5 7 6	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 6	8	未広	9 1 4	1 5 1 0 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 7 6 9	(番) 2 / (筆) 2	末広	1 6 1 6	1 9 1 1		
〃	2 5 7 6 1 0	4 / 6	〃	7 4 8	6 - 2 6 - 2		
〃	2 5 7 6 1 1						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 8 1	5 / 6	末広	7 4 8	6 - 2 6 - 2		
〃	2 5 7 8 2	1 / 9	〃	2 6 8	2 6		
〃	2 5 7 8 3	2 / 9	〃	2 6 8	2 6		
〃	2 5 7 9 1	8 / 9	〃	7 3 7	6 - 2 6 - 3		
〃	2 5 7 9 2	8 / 10	〃	2 1	2 1 - 1		
〃	2 5 7 9 3		〃	1 5 6	1 8 2 - 3		
〃	2 5 7 9 4	1 / 2	〃	1 6 1 2	1 9 8 - 2		
〃	2 5 7 9 5		〃	1 6 1 1	1 9 8 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 7 9 6	(番) (筆)	末広	7 1 1	6 - 1 3 0		
〃	2 5 7 9 7						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 7 9 8	3 / 9	末広	2 6 8	2 6		
〃	2 5 7 9 9	4 / 9	〃	2 6 8	2 6		
〃	2 5 7 9 1 0	1 / 2	〃	1 5 4	1 8 2 - 1		
〃	2 5 7 9 1 1	2 / 2	〃	1 5 4	1 8 2 - 1		
〃	2 5 7 9 1 2		〃	1 6 4	1 9 3 - 2		
〃	2 5 7 9 1 3	6 / 6	〃	7 4 8	6 - 2 6 - 2		
〃	2 5 7 9 1 4		〃	2 3 4	2 3 5		
〃	2 5 7 9 1 5		〃	7 1 0	6 - 1 2 9		
〃	2 5 7 9 1 6		〃	4 5	4 - 1 1 - 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 7 9	1 7	(番) 2 / (筆) 2	末広	7 3 9	6 - 2 6 - 1	
〃	2 5 7 9	1 8	2 / 2	〃	1 6 1 2	1 9 8 - 2	
〃	2 5 8 0	1	9 / 1 0	〃	2 1	2 1 - 1	
〃	2 5 8 0	2	1 / 2	〃	1 5 5	1 8 2 - 2	
〃	2 5 8 1			〃	3 1 2	3 1 0 - 1	
〃	2 5 8 2			〃	3 1 1	3 1 0 - 2	
〃	2 5 8 3		1 0 / 1 0	〃	2 1	2 1 - 1	
〃	2 5 8 4	1	5 / 9	〃	2 6 8	2 6	
〃	2 5 8 4	2	2 / 2	〃	1 5 5	1 8 2 - 2	
〃	2 5 8 4	3	6 / 9	〃	2 6 8	2 6	
〃	2 5 8 4	4	7 / 9	〃	2 6 8	2 6	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 8 4 5	(番) (筆) 8 / 9	末広	2 6 8	2 6		
〃	2 5 8 4 6	9 / 9	〃	2 6 8	2 6		
〃	2 5 8 5 1	15 / 15	〃	4 4	4 - 1 1 - 4		
〃	2 5 8 5 2						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 5 3	1 / 5	末広	1 9 8	1 0 1 0		
〃	2 5 8 5 4	2 / 5	〃	1 9 8	1 0 1 0		
〃	2 5 8 5 5	3 / 5	〃	1 9 8	1 0 1 0		
〃	2 5 8 5 6	4 / 5	〃	1 9 8	1 0 1 0		
〃	2 5 8 6 4		〃	1 6 3	1 9 3 - 1		
〃	2 5 8 6 6	1 / 3	〃	7 3 6	6 - 2 6 - 4		
〃	2 5 8 6 7	6 / 15	〃	1 8 1	9 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 8 6 8	(番) (筆) 2 / 2	末広	3 4	3 1 4		
〃	2 5 8 6 9	1 / 4	〃	1 9 1	1 0 1		
〃	2 5 8 6 1 0						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 6 1 1	2 / 3	末広	7 3 6	6 - 2 6 - 4		
〃	2 5 8 6 1 2	3 / 3	〃	7 3 6	6 - 2 6 - 4		
〃	2 5 8 6 1 3						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 6 1 4						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 6 1 5		末広	1 6 2	1 9 2		
〃	2 5 8 6 1 7	1 / 2	〃	1 9 9	1 0 1 1 - 1		
〃	2 5 8 6 1 8						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 6 1 9	7 / 15	末広	1 8 1	9 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 8 6	2 0	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 6	2 1					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 6	2 2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 6	2 3	2 / 4	末広	1 9 1	1 0 1	
〃	2 5 8 6	2 4	3 / 4	〃	1 9 1	1 0 1	
〃	2 5 8 6	2 5	4 / 4	〃	1 9 1	1 0 1	
〃	2 5 8 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 7	3	2 / 2	末広	1 9 9	1 0 1 1 - 1	
〃	2 5 8 7	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 7	5	8 / 15	末広	1 8 1	9 1	
〃	2 5 8 8	1	9 / 15	〃	1 8 1	9 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 处 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字市十塙	2 5 8 8	3	(番) 10 / (筆) 15	未広	1 8	1	9 1
〃	2 5 8 8	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 8	6	11 / 15	未広	1 8	1	9 1
〃	2 5 8 9	1	12 / 15	〃	1 8	1	9 1
〃	2 5 8 9	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 8 9	3					法第105条第2項により消滅
大渕字風穴	仮番 2 8	2					法第90条により金銭清算
〃	仮番 2 9	2					法第90条により金銭清算
〃	仮番 3 0	1					法第90条により金銭清算
〃	仮番 3 0	2					法第90条により金銭清算
〃	仮番 3 2						法第90条により金銭清算

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	仮番 3 3	(番) (筆)					法第90条により金銭清算
〃	仮番 3 4						法第90条により金銭清算
〃	仮番 3 6						法第90条により金銭清算
〃	仮番 3 7						法第90条により金銭清算
〃	仮番 3 9						法第90条により金銭清算
〃	仮番 4 0						法第90条により金銭清算
〃	仮番 4 1 1						法第90条により金銭清算
〃	仮番 4 1 2						法第90条により金銭清算
〃	仮番 4 4 1						法第90条により金銭清算
〃	仮番 4 4 2						法第90条により金銭清算
〃	仮番 4 8						法第90条により金銭清算

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	仮番 4 9		(番) (筆)				法第90条により金銭清算
〃	仮番 5 1						法第90条により金銭清算
〃	仮番 5 5						法第90条により金銭清算
〃	仮番 5 6						法第90条により金銭清算
〃	仮番 5 7	1					法第90条により金銭清算
〃	仮番 5 7	2					法第90条により金銭清算
〃	仮番 5 9						法第90条により金銭清算
〃	仮番 6 0						法第90条により金銭清算
〃	2 5 9 0	1	末広	2 0	6	8 2	
〃	2 5 9 0	9	13 / 15	〃	1 8	1 1	9
〃	2 5 9 0	10					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2590	11	(番) 14 / (筆) 15	未広	18	1	9 1
〃	2590	12					法第105条第2項により消滅
〃	2590	13					法第105条第2項により消滅
〃	2590	14					法第105条第2項により消滅
〃	2590	15					法第105条第2項により消滅
〃	2590	16					法第105条第2項により消滅
〃	2590	17					法第105条第2項により消滅
〃	2590	18					法第105条第2項により消滅
〃	2590	20	1 / 5	未広	2 64	10 2	
〃	2590	21	2 / 5	〃	2 64	10 2	
〃	2590	22					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2590	23	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2590	24					法第105条第2項により消滅
〃	2591	2					法第105条第2項により消滅
〃	2592	2					法第105条第2項により消滅
〃	2593	1	未広	3	23	3-2	
〃	2593	2					法第105条第2項により消滅
〃	2593	3	未広	17	4	20 4	
〃	2594	1	〃	21	9	7 7-1	
〃	2594	2					法第105条第2項により消滅
〃	2594	3					法第105条第2項により消滅
〃	2594	4					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 5 9 4 5	(番) (筆)	末広	2 1 1 0	7	7 - 2	
〃	2 5 9 4 6	1 / 2	〃	2 1 2	7	2 - 1	
〃	2 5 9 4 7	2 / 2	〃	2 1 2	7	2 - 1	
〃	2 5 9 5 1	1 / 3	〃	1 2 1	1	6	
〃	2 5 9 5 2	1 / 6	〃	7 1 7	6 - 1	1 4	
〃	2 5 9 5 3	2 / 6	〃	7 1 7	6 - 1	1 4	
〃	2 5 9 5 4						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 9 5 5						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 9 5 6						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 9 5 7						法第105条第2項により消滅
〃	2 5 9 5 8	3 / 6	末広	7 1 7	6 - 1	1 4	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2595	9	(番)	(筆)			法第105条第2項により消滅
〃	2595	10					法第105条第2項により消滅
〃	2595	11					法第105条第2項により消滅
〃	2595	12					法第105条第2項により消滅
〃	2595	13					法第105条第2項により消滅
〃	2595	14					法第105条第2項により消滅
〃	2595	15					法第105条第2項により消滅
〃	2595	16					法第105条第2項により消滅
〃	2595	17					法第105条第2項により消滅
〃	2595	18					法第105条第2項により消滅
〃	2595	19	2 / 3	末広	1 21	6	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2595	20	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2595	21	4 / 6	末広	7 17	6-1 14	
〃	2595	22	5 / 6	〃	7 17	6-1 14	
〃	2595	23	6 / 6	〃	7 17	6-1 14	
〃	2595	24					法第105条第2項により消滅
〃	2596	1	1 / 3	末広	3 22	3 4-1	
〃	2596	2	1 / 3	〃	1 25	1 8	
〃	2596	3					法第105条第2項により消滅
〃	2596	4					法第105条第2項により消滅
〃	2596	5					法第105条第2項により消滅
〃	2596	6					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2596	7	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2596	8					法第105条第2項により消滅
〃	2597	1	未広	2	20	21	
〃	2597	2	2 / 3	〃	3	22	4-1
〃	2597	3	2 / 3	〃	1	25	8
〃	2597	4	3 / 3	〃	1	25	8
〃	2597	5					法第105条第2項により消滅
〃	2597	6					法第105条第2項により消滅
〃	2597	7	未広	7	1	20	6-1
〃	2597	8					法第105条第2項により消滅
〃	2597	9					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2597	10	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2597	11					法第105条第2項により消滅
〃	2597	12					法第105条第2項により消滅
〃	2597	13					法第105条第2項により消滅
〃	2597	14	未広	7 25	6	6-1	
〃	2598	1	3 / 5	〃	2 64	2	
〃	2598	2	1 / 3	〃	20 4	10	
〃	2599	2	1 / 2	〃	15 11	8 4-1	
〃	2599	3	4 / 5	〃	2 64	18 1-4	
〃	2599	4	2 / 3	〃	20 4	2 10	
〃	2599	5		〃	16 13	8 4-1 19 9	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 5 9 9	6	(番) 未広	1 6	6	1 9 5 - 1	
				1 6	7	1 9 5 - 2	
〃	2 5 9 9	7	〃	1 6	5	1 9 4	
〃	2 5 9 9	8	5 / 5	〃	1 9	1 0 1 0	
〃	2 5 9 9	9					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 9 9	1 0	未広	1 5	2	1 8 1 - 2	
〃	2 5 9 9	1 1	15 / 15	〃	1 8	1 9	
〃	2 5 9 9	1 2	5 / 5	〃	2	6 4 1 0	
〃	2 5 9 9	1 4					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 9 9	1 5					法第105条第2項により消滅
〃	2 5 9 9	1 6					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2599	17	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2599	18					法第105条第2項により消滅
〃	2599	19					法第105条第2項により消滅
〃	2599	20	未広	15	1	18 1-1	
〃	2599	21	〃	15	10	18 1-5	
〃	2599	22	3/ 3	〃	20	4 4-1	8
〃	2599	23		〃	20	5 4-2	8
〃	2599	24	1/ 2	〃	15	3 1-3	18
〃	2599	25	2/ 2	〃	15	3 1-3	18
〃	2599	26	2/ 2	〃	15	11 1-4	18
〃	2599	27	1/ 2	〃	15	9 1-6	18

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 5 9 9	2 8	(番) (筆) 2 / 2	未広	1 5	9	1 8 1 - 6
〃	2 6 0 3	1					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	2	1 / 2 4	未広	1	2 0	1 5
〃	2 6 0 3	3	2 / 2 4	〃	1	2 0	1 5
〃	2 6 0 3	4	3 / 2 4	〃	1	2 0	1 5
〃	2 6 0 3	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	6	4 / 2 4	未広	1	2 0	1 5
〃	2 6 0 3	7	1 / 3	〃	1 5	7	1 8 3 - 2
〃	2 6 0 3	8	1 / 3	〃	7	7	6 - 1 2 6
〃	2 6 0 3	9	5 / 2 4	〃	1	2 0	1 5
〃	2 6 0 3	1 0					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2603	11	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2603	12					法第105条第2項により消滅
〃	2603	13					法第105条第2項により消滅
〃	2603	14	6 / 24	未広	1 20	5	
〃	2603	15					法第105条第2項により消滅
〃	2603	16					法第105条第2項により消滅
〃	2603	17					法第105条第2項により消滅
〃	2603	18					法第105条第2項により消滅
〃	2603	19					法第105条第2項により消滅
〃	2603	20					法第105条第2項により消滅
〃	2603	21					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 6 0 3	2 2	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	2 3					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	2 4					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	2 5					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	2 6					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	2 7					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	2 8					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	2 9					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	3 0					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 3	3 1	2 / 3	末広	1 5	1 8 3 - 2	
〃	2 6 0 3	3 2					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2603	33	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2604	1	7 / 24	末広	1 20	1 5	
〃	2604	2	1 / 2	〃	7 21	6-1 10	
〃	2604	3	1 / 4	〃	1 29	1 12	
〃	2604	4	8 / 24	〃	1 20	1 5	
〃	2604	5					法第105条第2項により消滅
〃	2604	6					法第105条第2項により消滅
〃	2604	7					法第105条第2項により消滅
〃	2604	8	2 / 3	末広	7 7	6-1 26	
〃	2605	1	9 / 24	〃	1 20	1 5	
〃	2605	2	2 / 2	〃	7 21	6-1 10	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2605 3	(番) (筆) 10 / 24	末広	1 20	1 5		
〃	2605 4	2 / 4	〃	1 29	1 12		
〃	2605 5	3 / 4	〃	1 29	1 12		
〃	2605 6						法第105条第2項により消滅
〃	2605 7						法第105条第2項により消滅
〃	2605 8						法第105条第2項により消滅
〃	2606 1	11 / 24	末広	1 20	1 5		
〃	2606 2		〃	7 14	6-1 17		
〃	2606 3	12 / 24	〃	1 20	1 5		
〃	2606 4						法第105条第2項により消滅
〃	2606 5						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 6 0 6	6 (番) (筆)					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 7	1 3 / 3	末広	1 2 1	1 6		
〃	2 6 0 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 7	3	末広	7 2	6 - 1 2 1		
〃	2 6 0 7	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 8	1 13 / 24	末広	1 2 0	1 5		
〃	2 6 0 8	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 9	1 14 / 24	末広	1 2 0	1 5		
〃	2 6 0 9	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 0 9	3	末広	1 6 1 5	1 9 1 0 - 2		
〃	2 6 0 9	4 15 / 24	〃	1 2 0	1 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2609 5	(番) (筆) 16 / 24	末広	1 20	1 5		
〃	2609 6	17 / 24	〃	1 20	1 5		
〃	2609 7	18 / 24	〃	1 20	1 5		
〃	2609 8	19 / 24	〃	1 20	1 5		
〃	2609 9	20 / 24	〃	1 20	1 5		
〃	2609 10	1 / 2	〃	16 14	19 10-1		
〃	2609 11	2 / 2	〃	16 14	19 10-1		
〃	2609 12	21 / 24	〃	1 20	1 5		
〃	2609 13	22 / 24	〃	1 20	1 5		
〃	2609 14	4 / 4	〃	1 20	1 12		
〃	2609 19	1 / 2	〃	7 13	6-1 18		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 6 0 9	2 0	(番) (筆) 2 / 2	末広	7 1 3	6 - 1 1 8	
〃	2 6 0 9	2 1	2 3 / 2 4	〃	1 2 0	1 5	
〃	2 6 0 9	2 2	2 4 / 2 4	〃	1 2 0	1 5	
〃	2 6 1 0	1 4	2 / 7	〃	2 6 7	2 7	
〃	2 6 1 0	1 5	3 / 7	〃	2 6 7	2 7	
〃	2 6 1 0	2 3	4 / 7	〃	2 6 7	2 7	
〃	2 6 1 0	2 4	5 / 7	〃	2 6 7	2 7	
〃	2 6 1 0	2 5	6 / 7	〃	2 6 7	2 7	
〃	2 6 1 0	3 0	7 / 7	〃	2 6 7	2 7	
〃	2 6 1 0	3 7					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 1 0	3 8					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 6 1 1 1	(番) 15 / (筆) 16	末広	2 1 0	2		
〃	2 6 1 1 2	1 / 3	〃	8 6	1 1 5		
〃	2 6 1 1 3	1 6 / 1 6	〃	2 1 0	2		
〃	2 6 1 1 4	2 / 3	〃	8 6	1 1 5		
〃	2 6 1 1 7	3 / 3	〃	8 6	1 1 5		
〃	2 6 1 2 1		〃	7 2 3	6 - 1 8		
〃	2 6 1 2 2	1 / 3	〃	1 5 3	1 8 3 - 1		
〃	2 6 1 2 3	2 / 3	〃	1 5 3	1 8 3 - 1		
〃	2 6 1 2 4	3 / 3	〃	7 7	6 - 1 2 6		
〃	2 6 1 2 5	3 / 3	〃	1 5 7	1 8 3 - 2		
〃	2 6 1 2 6	3 / 3	〃	1 5 8	1 8 3 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 6 1 3	1	(番) 未広	1 2 8	1 1		
〃	2 6 1 3	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 1 3	3					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 1 3	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 1 3	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 1 4	3 / 3	未広	7 3 1	6 - 1 1 - 2		
〃	2 6 1 5		〃	1 1 4	1	4 - 1	
			〃	1 1 5	1	4 - 2	
			〃	1 1 6	1	4 - 3	
			〃	1 1 7	1	4 - 4	
〃	2 6 1 6	1 / 9	〃	4 7	4 - 1 1 - 7		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 6 1 6	2	(番) (筆) 2 / 9	未広	4	4 - 1 1 - 7	
〃	2 6 1 7		3 / 9	〃	4	4 - 1 1 - 7	
〃	2 6 1 7	2	4 / 9	〃	4	4 - 1 1 - 7	
〃	2 6 1 7	3	5 / 9	〃	4	4 - 1 1 - 7	
〃	2 6 1 7	4	6 / 9	〃	4	4 - 1 1 - 7	
〃	2 6 1 7	5	7 / 9	〃	4	4 - 1 1 - 7	
〃	2 6 1 8	1		〃	7 1 6	6 - 1 1 5	
〃	2 6 1 8	2	8 / 9	〃	4	4 - 1 1 - 7	
〃	2 6 1 8	3	9 / 9	〃	4	4 - 1 1 - 7	
〃	2 6 1 8	4		〃	7 1 2	6 - 1 1 9	
〃	2 6 1 9	1		〃	7 2 6	6 - 1 5	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字風穴	2 6 1 9	3	(番) 4 / (筆) 5	末広	4	2	4-1 1-2
〃	2 6 1 9	4	5 / 5	〃	4	2	4-1 1-2
〃	2 6 2 0	1	5 / 6	〃	7	3 2	6-1 1-1
〃	2 6 2 2	1		〃	7	2 2	6-1 9
〃	2 6 2 6	1	6 / 6	〃	7	3 2	6-1 1-1
〃	2 6 2 7	1		〃	2	9	2 1-9
〃	2 6 2 7	5					法第105条第2項により消滅
大渕字辻畠	仮番 6 1						法第90条により金銭清算
〃	仮番 6 2						法第90条により金銭清算
〃	仮番 6 3						法第90条により金銭清算
〃	仮番 6 4						法第90条により金銭清算

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 5 3	1 1	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 3	1 2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 3	1 3					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 3	1 4	9 / 10	末広	1 0 2 1	2 3 1	
〃	2 6 5 4	1	1 / 4	〃	4 1	4 - 1 1 - 1	
〃	2 6 5 4	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 4	3	2 / 4	末広	4 1	4 - 1 1 - 1	
〃	2 6 5 4	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 4	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 4	1 1	10 / 10	末広	1 0 2 1	2 3 1	
〃	2 6 5 6	1	3 / 4	〃	4 1	4 - 1 1 - 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 5 6	6	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 6	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 6	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 7	1	未広	2	2 3	2 4	
〃	2 6 5 7	3	1 / 7	〃	4	6	4-1 1-6
〃	2 6 5 7	5	1 / 7	〃	2	1 3	5
〃	2 6 5 7	6	2 / 7	〃	4	6	4-1 1-6
〃	2 6 5 7	9					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 7	10					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 5 8	1	4 / 4	未広	4	1	4-1 1-1
〃	2 6 6 3	1	3 / 7	〃	4	6	4-1 1-6

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 6 3 2	(番) (筆) 2 / 7	末広	2 1 3	2 5		
〃	2 6 6 3 3	1 / 3	〃	2 2 6	2 7		
〃	2 6 6 3 4	3 / 7	〃	2 1 3	2 5		
〃	2 6 6 3 5	4 / 7	〃	4 6	4 - 1 1 - 6		
〃	2 6 6 3 6	3 / 3	〃	3 2 2	3 4 - 1		
〃	2 6 6 3 7	1 / 2	〃	3 1 0	3 1 1		
〃	2 6 6 3 8	1 / 4	〃	3 2 1	3 4 - 2		
〃	2 6 6 3 1 1	1 / 2	〃	2 2 1	2 2 2		
〃	2 6 6 3 1 2					法第105条第2項により消滅	
〃	2 6 6 3 1 3					法第105条第2項により消滅	
〃	2 6 6 3 1 5	2 / 4	末広	3 2 1	3 4 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 6 3	1 6	(番) (筆)	未広	1 1	9	1 3 4 - 2
〃	2 6 6 3	1 7		〃	1 1	6	1 3 3 - 2
〃	2 6 6 3	1 8	3 / 4	〃	3	2 1	3 4 - 2
〃	2 6 6 3	1 9		〃	1 1	1 0	1 3 4 - 1
〃	2 6 6 3	2 0	1 / 2	〃	1 1	5	1 3 3 - 1
〃	2 6 6 3	2 8	2 / 2	〃	3	1 0	3 1 1
〃	2 6 6 3	2 9	1 / 4	〃	4	8	4 - 1 2 - 1
〃	2 6 6 3	3 1	5 / 7	〃	4	6	4 - 1 1 - 6
〃	2 6 6 3	3 2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 3	3 3	2 / 4	未広	4	8	4 - 1 2 - 1
〃	2 6 6 3	3 6					法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 6 3 3 7	(番) (筆) 3 / 4	末広	4 8	4 - 1 2 - 1		
〃	2 6 6 3 3 8		〃	4 9	4 - 1 2 - 2		
〃	2 6 6 3 4 2	2 / 2	〃	2 2 1	2 2 2		
〃	2 6 6 4 1	4 / 7	〃	2 1 3	2 5		
〃	2 6 6 4 2	2 / 3	〃	2 2 6	2 2 7		
〃	2 6 6 4 3					法第105条第2項により消滅	
〃	2 6 6 4 4					法第105条第2項により消滅	
〃	2 6 6 4 5	5 / 7	末広	2 1 3	2 5		
〃	2 6 6 4 6	3 / 3	〃	2 2 6	2 2 7		
〃	2 6 6 4 7					法第105条第2項により消滅	
〃	2 6 6 4 8					法第105条第2項により消滅	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 6 4	9	(番)	(筆)			法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 4	10					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 4	11					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 4	12					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 4	13					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 4	14					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 5	1	6 / 7	末広	2	1 3	2 5
〃	2 6 6 5	2	7 / 7	〃	2	1 3	2 5
〃	2 6 6 5	3	6 / 7	〃	4	6	4-1 1-6
〃	2 6 6 5	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 5	5	2 / 2	末広	1 1	5	1 3 3-1

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 6 5 6	(番) (筆) 4 / 4	末広	3 2 1	3 4 - 2		
〃	2 6 6 5 7						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 5 8						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 5 9						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 5 10						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 6 1	7 / 7	末広	4 6	4 - 1 1 - 6		
〃	2 6 6 6 2	1 / 2	〃	7 4 3	6 - 2 2		
〃	2 6 6 6 3	2 / 2	〃	7 4 3	6 - 2 2		
〃	2 6 6 6 4		〃	2 1 8	2 1 9		
〃	2 6 6 6 5						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 6 6						法第105条第2項により消滅

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 6 6	7	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 6	8					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 6	9					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 7	1	2 / 2	未広	4 3	4-1 1-3	
〃	2 6 6 7	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 8	1		未広	1 2 3	1 4 2-1	
〃	2 6 6 8	2	1 / 3	〃	3 3	3 1 8	
〃	2 6 6 8	3	1 / 3	〃	6 2	5 2	
〃	2 6 6 8	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 6 8	5		未広	1 2 4	1 4 2-2	
〃	2 6 6 8	6	1 / 2	〃	1 2 6	1 4 2-4	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 6 9	1	(番) (筆) 2 / 3	未広	3 8	3 1 8	
〃	2 6 6 9	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 0	1	1 / 3	未広	5 1	4 - 2 1	
〃	2 6 7 0	2					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 0	3	2 / 3	未広	5 1	4 - 2 1	
〃	2 6 7 0	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 0	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 1	1		未広	1 2 5	1 4 2 - 3	
〃	2 6 7 1	2	1 / 5	〃	3 1	3 1	
〃	2 6 7 1	3	3 / 3	〃	5 1	4 - 2 1	
〃	2 6 7 1	4	3 / 3	〃	3 8	3 1 8	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 7 1 5	(番) 2 / (筆) 3	末広	6 2	5 2		
〃	2 6 7 1 6						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 1 7						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 1 8	2 / 5	末広	3 1	3 1		
〃	2 6 7 1 9						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 1 10						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 1 11	4 / 4	末広	4 8	4 - 1 2 - 1		
〃	2 6 7 1 12						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 1 13	2 / 2	末広	1 2 6	1 4 2 - 4		
〃	2 6 7 2 1	3 / 5	〃	3 1	3 1		
〃	2 6 7 2 2	9 / 9	〃	7 3 2	6 - 2 6 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 7 2 3	(番) (筆) 3 / 3	末広	6 2	5 2		
〃	2 6 7 2 4	1 / 8	〃	1 9 3	1 0 9		
〃	2 6 7 2 5	2 / 8	〃	1 9 3	1 0 9		
〃	2 6 7 2 6						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 2 7						法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 3 1	3 / 8	末広	1 9 3	1 0 9		
〃	2 6 7 3 2	4 / 8	〃	1 9 3	1 0 9		
〃	2 6 7 3 3	4 / 5	〃	3 1	3 1		
〃	2 6 7 4 1	5 / 5	〃	3 1	3 1		
〃	2 6 7 4 2	5 / 8	〃	1 9 3	1 0 9		
〃	2 6 7 4 3	6 / 8	〃	1 9 3	1 0 9		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
大渕字辻畠	2 6 7 4	4	(番) (筆)				法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 4	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 5	2	7 / 8	末広	1 9	3	10 9
〃	2 6 7 5	3	8 / 8	〃	1 9	3	10 9
〃	2 6 7 5	4					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 5	5					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 5	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 7 9	7					法第105条第2項により消滅
〃	2 6 8 2	2					法第105条第2項により消滅
大渕字垣ノ内	3 1 7 4	20					法第105条第2項により消滅
			末広	1	3 1	1 4	法第96条第2項による保留地

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 处 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	4 10 2 3	4 - 1 2 - 3	法第96条第2項による保留地	
			〃	5 2	4 - 2 2	法第96条第2項による保留地	
			〃	6 1	5 1	法第96条第2項による保留地	
			〃	7 33 31	6 - 1 31	法第96条第2項による保留地	
			〃	7 40	6 - 2 5	法第96条第2項による保留地	
			〃	8 1	1 1 1	法第96条第2項による保留地	
			〃	9 2	1 5 1 - 2	法第96条第2項による保留地	
			〃	9 7	1 5 1 1	法第96条第2項による保留地	
			〃	9 9	1 5 6 - 2	法第96条第2項による保留地	
			〃	9 15	1 5 10 - 2	法第96条第2項による保留地	
			〃	9 17	1 5 4 - 2	法第96条第2項による保留地	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 处 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	1 1	7	1 3 3 - 3	法第96条第2項による保留地
			〃	1 1	8	1 3 4 - 3	法第96条第2項による保留地
			〃	1 2	2	1 4 1 - 2	法第96条第2項による保留地
			〃	1 3	2	1 6 1 - 2	法第96条第2項による保留地
			〃	1 3	5	1 6 3 - 2	法第96条第2項による保留地
			〃	1 3	6	1 6 4	法第96条第2項による保留地
			〃	1 3	11	1 6 7 - 2	法第96条第2項による保留地
			〃	1 3	13	1 6 8 - 2	法第96条第2項による保留地
			〃	1 4	2	1 7 2	法第96条第2項による保留地
			〃	1 4	11	1 7 8	法第96条第2項による保留地
			〃	1 6	8	1 9 6	法第96条第2項による保留地

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	1 6 1 0	1 9 1 2	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 7 3	2 0 3	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 7 5	2 0 5	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 7 6	2 0 6	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 7 7	2 0 7	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 7 8	2 0 1 0	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 9 2	1 0 2	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 9 4	1 0 3	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 9 1 0	1 0 1 1 - 2	法第96条第2項による保留地	
			〃	2 0 2	8 3	法第96条第2項による保留地	
			〃	2 0 3	8 5	法第96条第2項による保留地	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	2 1 1	7 1	法第96条第2項による保留地	
			〃	2 1 8	7 5	法第96条第2項による保留地	
			〃	2 1 1 1	7 8	法第96条第2項による保留地	
			〃	1 0 1 1		法第105条第1項により帰属	
			〃	1 0 1 2		法第105条第1項により帰属	
			〃	1 0 3 1		法第105条第1項により帰属	
			〃	1 0 3 2		法第105条第1項により帰属	
			〃	1 0 3 3		法第105条第1項により帰属	
			〃	1 0 3 4		法第105条第1項により帰属	
			〃	1 0 3 5		法第105条第1項により帰属	
			〃	1 0 3 6		法第105条第1項により帰属	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	104	1		法第105条第1項により帰属
			〃	104	2		法第105条第1項により帰属
			〃	104	3		法第105条第1項により帰属
			〃	104	4		法第105条第1項により帰属
			〃	105			法第105条第1項により帰属
			〃	108			法第105条第1項により帰属
			〃	109			法第105条第1項により帰属
			〃	110			法第105条第1項により帰属
			〃	111			法第105条第1項により帰属
			〃	112			法第105条第1項により帰属
			〃	113			法第105条第1項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	1 1 4			法第105条第1項により帰属
			〃	1 1 5			法第105条第1項により帰属
			〃	1 1 7			法第105条第1項により帰属
			〃	1 4 2			法第105条第1項により帰属
			〃	1 4 3			法第105条第1項により帰属
			〃	1 4 4			法第105条第1項により帰属
			〃	1 4 6			法第105条第1項により帰属
			〃	1 4 7			法第105条第1項により帰属
			〃	1 4 9			法第105条第1項により帰属
			〃	1 5 1			法第105条第1項により帰属
			〃	1 5 2			法第105条第1項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	1 5 6			法第105条第1項により帰属
			〃	1 5 7			法第105条第1項により帰属
			〃	1 5 8			法第105条第1項により帰属
			〃	1 5 9			法第105条第1項により帰属
			〃	1 6 0			法第105条第1項により帰属
			〃	1 6 1			法第105条第1項により帰属
			〃	1 0 0			法第105条第3項により帰属
			〃	1 0 6			法第105条第3項により帰属
			〃	1 0 7			法第105条第3項により帰属
			〃	1 1 6			法第105条第3項により帰属
			〃	1 1 8			法第105条第3項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	1 1 9			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 0			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 1			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 2			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 3			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 4			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 5			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 6			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 7			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 8			法第105条第3項により帰属
			〃	1 2 9			法第105条第3項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	1 3 0			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 1			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 2			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 3			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 4			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 5			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 6			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 7			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 8			法第105条第3項により帰属
			〃	1 3 9			法第105条第3項により帰属
			〃	1 4 0			法第105条第3項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
		(番) (筆)	末広	1 4 1			法第105条第3項により帰属
			〃	1 4 5			法第105条第3項により帰属
			〃	1 4 8			法第105条第3項により帰属
			〃	1 5 3			法第105条第3項により帰属
			〃	1 5 4			法第105条第3項により帰属
			〃	1 5 5			法第105条第3項により帰属